

いわての木があふれる空間づくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1 県民が県産木材の良さに触れる機会を創出し、県産木材の利用について普及を図るため、多くの県民が利用する民間商業施設等において、民間事業者が県産木材を使用した木造化、内装又は外装の木質化及び木製品の導入を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 県産木材 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度により、「県産木材」として証明された木材その他知事が認めるものをいう。
- (2) 民間商業施設等 民間事業者が岩手県内で運営又は管理する施設であって、不特定多数の県民が利用する、物品販売業又はサービス業を営む店舗、飲食店、金融機関、ホテル及び旅館その他知事が認めるものをいう。
- (3) 民間事業者 岩手県内に本店を置く法人又は岩手県内に住所を置く個人事業者をいう。
- (4) 木造化 建築物を新築、増築又は改築するに当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等に木材を使用することをいう。
- (5) 内装の木質化 建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分に木材を使用することをいう。
- (6) 外装の木質化 建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。
- (7) 木製品 主に木材を使用し製作されたテーブル、いす、棚、遊具、玩具等をいう。
- (8) 岩手県「木づかい宣言」事業者 岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度実施要領(令和3年7月1日制定)第5に規定する岩手県「木づかい宣言」事業者の登録を受けている者をいう。

(補助対象事業者)

第3 補助金の交付の対象は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時点で、岩手県「木づかい宣言」事業者に登録されている民間事業者であること。
- (2) 県産木材利用の普及を目的として県が行う情報発信の取組に協力できる者であること。

(補助対象施設)

第4 補助金の交付の対象となる施設は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の機関から、木材利用の促進を目的とした補助金等を受けて、補助金の交付の対象となる木造化、内装若しくは外装の木質化又は木製品の導入を行う施設
- (2) 資本金の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体からの出資によって得ている法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金、補助金等によって得ている法人が運営若しくは管理する施設

- (3) 宗教的活動又は政治的活動の用に供する施設
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する業を営む施設

（補助金の交付の対象及び補助額）

第 5 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助額
1 木造化	県産木材の使用に係る工事に要する経費（材料費、労務費等の直接工事を対象とし、既存施設及び設備の撤去並びに電気工事、上下水道工事、設備工事等並びに間接工事費に要する経費を除く。）	当該事業を行う場合に要する経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額 ただし、1 事業者当たり 500 万円を上限とする。
2 内装又は外装の木質化	県産木材の使用に係る工事に要する経費（材料費、労務費等の直接工事を対象とし、既存施設及び設備の撤去並びに電気工事、上下水道工事、設備工事等並びに間接工事費に要する経費を除く。）	当該事業を行う場合に要する経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額 ただし、1 事業者当たり 200 万円を上限とする。
3 木製品の導入	県産木材を使用した木製品の購入、加工、組立、設置及び運搬に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額 ただし、1 事業者当たり 100 万円を上限とする。

2 同一の事業において、木造化、内装又は外装の木質化及び木製品の導入の事業を重複して実施できないものとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第 6 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画書に掲げる経費の 30 パーセントを超える増減
- (2) 施工箇所及び設置場所の変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止
- (4) 前 3 号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（申請の取下げ期日）

第 7 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（立入検査等）

第 8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、いわての木があふれる空間づくり事業補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

別表1（第4関係）

区 分	補助金の交付の対象となる施設
1 木造化	<p>次の各号の全てに該当する施設とする。</p> <p>(1) 補助事業者が岩手県内で運営又は管理する施設であること。</p> <p>(2) 不特定多数の県民が利用する施設であること。</p> <p>(3) 構造耐力上主要な部分に使用する木材は、原則、県産木材とすること。</p> <p>(4) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、工事が完了すること。</p> <p>(5) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、木造化を実施した施設の見学会等を行い、県産木材利用の普及を図るための情報発信を行うこと。</p> <p>(6) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、補助対象施設において、県産木材の良さ、県産木材の利用の意義等についてパネル等を設置し、県産木材利用の普及を行うこと。</p> <p>(7) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、補助対象施設において、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に基づき算定した炭素貯蔵量を表示すること。</p>
2 内装又は外装の木質化	<p>次の各号の全てに該当する施設とする。</p> <p>(1) 補助事業者が岩手県内で運営又は管理する施設であること。</p> <p>(2) 不特定多数の県民が利用する施設であること。</p> <p>(3) 補助事業に係る総木材使用数量の80パーセント以上に県産木材を使用すること。</p> <p>(4) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、工事が完成すること。</p> <p>(5) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、内装又は外装の木質化を実施した施設の見学会等を行い、県産木材利用の普及を図るための情報発信を行うこと。</p> <p>(6) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、補助対象施設において、県産木材の良さ、県産木材の利用の意義等についてパネル等を設置し、県産木材の普及を行うこと。</p>
3 木製品の導入	<p>次の各号の全てに該当する施設とする。</p> <p>(1) 補助事業者が岩手県内で運営又は管理する施設であること。</p> <p>(2) 不特定多数の県民が利用する施設であること。</p> <p>(3) 補助事業に係る総木材使用数量の80パーセント以上に県産木材を使用すること。</p> <p>(4) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、木製品の設置が完了すること。</p> <p>(5) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、木製品の見学会等を行い、県産木材利用の普及を図るための情報発信を行うこと。</p> <p>(6) 補助金の交付決定を受けた同一年度の3月15日までに、補助対象施設において、県産木材の良さ、県産木材の利用の意義等についてパネル等を設置し、県産木材の普及を行うこと。</p>

別表 2 (第10関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の 規定による書 類	いわての木があふれる空間づくり事業補 助金交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める。
	1 事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定によ り承認を受け る場合の書類	いわての木があふれる空間づくり事業変 更（中止、廃止）承認申請書	第 4 号	1 部	変更（中止、廃止 ）の理由が生じた日 から15日以内
	1 事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第13条第 1 項の規定に よる書類	いわての木があふれる空間づくり事業補 助金請求書	第 5 号	1 部	事業完了後15日以 内又は 3 月15日の いずれか早い日
	1 事業実績書	第 2 号	1 部	
	2 収支精算書	第 3 号	1 部	
	3 その他知事が必要と認める書類			

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

いわての木があふれる空間づくり事業補助金交付申請書

年度において、いわての木があふれる空間づくり事業補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

区 分	事業に要する経費	事業費内訳	
		県補助金	その他
	円	円	円

※区分欄には、木造化、内装又は外装の木質化並びに木製品の導入のいずれかを記入すること。

3 事業着手（予定）年月日

年 月 日

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

収支予算（精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額 (精算額)	内 訳	備 考
県補助金			
その他			
計			

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額 (精算額)	内 訳	備 考
計			

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

いわての木があふれる空間づくり事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったいわての木があふれる空間づくり事業の実施について、下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の内容
- 2 変更（中止、廃止）の理由
- 3 変更（中止、廃止）予定年月日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

いわての木があふれる空間づくり事業補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったいわての木があふれる空間づくり事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
補助金交付決定額 円

2 振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（カナ）	

(参考)

岩手県指令 第 号

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあったいわての木があふれる空間づくり事業に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年規則第71号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次の条件を付けて補助金 円を交付することと決定したので、規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

岩手県知事

記

- 1 補助金交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、いわての木があふれる空間づくり事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則及びいわての木があふれる空間づくり事業補助金交付要綱等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経営を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、補助金請求（規則第13条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第1号）により速やかに岩手県知事に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、岩手県知事の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると岩手県知事が認めるときは、この限りでない。

- 6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 8 補助事業者は、前記7の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を含む。）について、処分制限期間内に岩手県知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 9 補助事業者は、前記8の承認を受けようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（別紙様式第3号）を岩手県知事に提出しなければならない。
- 10 岩手県知事は、補助事業者が前記9の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定のあったいわての木があふれる空間づくり事業補助金について、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額	金	円
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

対象施設の名称		事業実施年度				年度		補助事業名				処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	財産の名称	工種 施設区分	形式 (構造・規格)	施工箇所 又は 設置場所	数量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	うち補助対 象事業費	負担区分							
		県補助金		その他													
合 計																	

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称、補助金返還額等を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができるものであること。

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

取得財産等処分承認申請書

いわての木があふれる空間づくり事業補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので承認願います。

記

- 1 財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の時期
- 5 処分理由